

○長浜市公共施設マネジメント推進委員会規則

平成26年4月1日規則第10号

最終改正 令和3年4月1日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市公共施設マネジメント推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する委員会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 公共施設に関する基本方針及び計画の策定に関し、調査し、及び審議すること。
- (2) 公共施設の管理の最適化に関し、調査し、及び審議すること。
- (3) その他公共施設マネジメントの推進に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民団体等から推薦を受けた者
 - (3) 公募市民
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
 - 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (意見の聴取等)

第6条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、関係各課の協力を得て、総務部財政課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日規則第20号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。